

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社unerry

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年 6月 24日

【四半期会計期間】 第 7 期第 1 四半期(自 2021年 7 月 1 日 至 2021年 9 月 30 日)

【会社名】 株式会社unerry

【英訳名】 unerry inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山 英俊

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階

【電話番号】 03-6820-2718 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員CFO 経営企画部長 斎藤 泰志

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階

【電話番号】 03-6820-2718 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員CFO 経営企画部長 斎藤 泰志

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	10
第4【経理の状況】	11
1【四半期財務諸表】	12
2【その他】	17
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期 第1四半期 累計期間
会計期間		自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
売上高	(千円)	252,641
経常損失(△)	(千円)	△12,147
四半期純損失(△)	(千円)	△12,220
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	100,000
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 AA種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	(株)	60,600 17,980 2,500 2,500 9,580
純資産額	(千円)	646,904
総資産額	(千円)	967,537
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△3.97
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	66.5

- (注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、2022年5月22日付で、普通株式について1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失(△)を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、緊急事態宣言が再発令されるなど、断続的に経済活動が制限される状況が続いておりました。ワクチン接種の進展や緊急事態宣言の解除により、個人消費や企業活動の持ち直しが期待されるものの、変異ウイルスの拡大が懸念される等、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

このような経営環境のなか、当社は、企業ビジョンである「実社会をデータ化し、新たな社会の『うねり』をつくる」の実現に向け、日々増加を続けるリアル行動ビッグデータに対応するための体制強化やデータ解析精度の向上など、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の強化に注力し、お客様の売上向上やマーケティング課題の解決に取り組んでまいりました。

また、当四半期は、様々な企業と新たな取り組みを開始しました。株式会社産経デジタルとはペット愛好家とペットサービス事業者を結びつけるOMO（注）マーケティングサービス「petie（ペティ）」の提供を、株式会社テレシーとはテレビCMと連動した新規アプリユーザー獲得のためのデジタル広告サービスの提供を、LINE株式会社とは「LINE POP Media認定Beacon設置パートナー」として「Beacon Bank®」と「LINE POP Media」の両方で利用可能なパソコンの導入推進を、株式会社ジェイアール東日本企画とは交通広告と組み合わせた「路線が選べる」デジタル広告サービスを、凸版印刷株式会社および株式会社ONE COMPATHとは流通やメーカーなどのリテール企業向けデジタルマーケティングで協業を、株式会社アドウェイズおよびUNICORN株式会社とは国内最大級の全自动マーケティングプラットフォーム「UNICORN」にて来店計測に基づいた最適化広告配信を、それぞれ開始しました。

以上の取り組みの結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高252,641千円、営業損失12,084千円、経常損失12,147千円、四半期純損失12,220千円となりました。

（注）OMO：Online Merges with Offlineを略した言葉で、顧客がチャネルの違いを意識せずにサービスを受けられるよう、オンライン・オフラインを分けずに、マーケティング戦略を構築していく考え方。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて21,710千円増加し、967,537千円となりました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産の増加116,343千円、その他の増加9,504千円、受取手形及び売掛金の減少95,534千円、現金及び預金の減少9,009千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べて33,930千円増加し、320,632千円となりました。これは主に、買掛金の増加18,077千円、その他の増加15,852千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて12,220千円減少し、646,904千円となりました。これは、利益剰余金の増加280,024千円、資本剰余金の減少292,244千円によるものであります。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、2,659千円であります。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000
A種優先株式	25,000
AA種優先株式	3,000
B種優先株式	12,000
C種優先株式	10,000
計	650,000

- (注) 1. 2022年2月17日開催の取締役会決議、2022年2月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2022年3月1日付でA種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の取得を行いました。また、2022年2月17日開催の取締役会決議により、自己株式として取得した当該A種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを2022年3月1日付で消却しております。
2. 2022年2月28日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数は650,000株となっております。
3. 2022年5月16日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数は350,000株となっております。
4. 2022年5月6日開催の取締役会決議により、2022年5月22日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は13,650,000株増加し、14,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,600	3,526,400	非上場	(注) 1、2、3、4、5
A種優先株式	17,980	-	非上場	(注) 1、2、3、4、6、7
AA種優先株式	2,500	-	非上場	(注) 1、2、3、4、6、7
B種優先株式	2,500	-	非上場	(注) 1、2、3、4、6、7
C種優先株式	9,580	-	非上場	(注) 1、2、3、4、6、7
計	93,160	3,526,400	-	-

- (注) 1. 2022年2月14日開催の取締役会決議、2022年2月28日開催の臨時株主総会の決議により、2022年3月1日付でA種優先株式17,980株、AA種優先株式2,500株、B種優先株式2,500株及びC種優先株式9,580株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ17,980株、2,500株、2,500株、9,580株交付しております。また、2022年2月17日開催の取締役会決議により、自己株式として取得した当該A種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを2022年3月1日付で消却しております。
2. 2022年5月19日開催の取締役会決議により、2022年5月19日付で自己株式5,000株を消却した結果、発行済株式総数は88,160株となりました。また、2022年5月6日開催の取締役会により、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が3,438,240株増加して3,526,400株となっております。
3. 2022年5月16日開催の臨時株主総会決議により、2022年5月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2022年5月16日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い株式の譲渡制限を削除しております。

5. 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当会社における標準となる株式であります。
6. すべての種類の株式について、株式の内容として、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
7. 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款に定めた内容（注2の内容除く）は以下のとおりであります。

(1) 優先配当

- (イ) 剰余金を配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）する場合、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式（A種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を総称してい。以下同じ。）1株当たり下記(2)残余財産の分配(口)に定める優先分配額((2)残余財産の分配(二)に基づき優先分配額が調整された場合には、その調整後の金額を意味する。)の5%に相当する剰余金（以下「優先配当額」という。）を優先株式の保有者（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録質権者」という。）に配当する。ただし、既に同じ事業年度中に設けられた基準日により優先株主または優先登録質権者に配当した場合は、その額を控除した額とする。
- (ロ) 前項による配当の後なお配当する場合、1株当たり同額を優先株主及び普通株主に配当する。
- (ハ) 各優先株式への優先配当は、他の優先株式への優先配当と同順位とする。
- (ニ) ある事業年度において、優先株主または優先登録質権者に配当する額が優先配当額に達しない場合であっても、当該不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) (イ)に基づき計算した優先配当額は、1円未満の端数を切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

- (イ) 残余財産を分配する場合、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先分配額（以下(ロ)に定める。以下同じ。）を優先株主または優先登録質権者に支払う。
- (ロ) 優先分配額は、各優先株式1株につき次に定める額をいう。ただし、各優先株式につき、株式の分割（2020年2月11日効力発生の株式の分割よりも後になされるものに限る。）もしくは併合または株式無償割当てその他これに類する事由が生じた場合には、次項(ハ)に従い適切に調整される。

- ① A種優先株式 15,000円
- ② AA種優先株式 20,000円
- ③ B種優先株式 35,000円
- ④ C種優先株式 65,000円

- (ハ) (イ)による分配の後なお残余財産がある場合、当該残余財産を普通株主または普通登録質権者及び優先株主または優先登録質権者に分配する。この場合、当会社は、普通株主または普通登録質権者に分配する普通株式1株当たり残余財産に本項に基づく残余財産の分配の効力が発生する時点における取得比率（後述(3)普通株式と引換えにする取得請求権に定める。）を乗じた額（1円未満の端数は、切り捨てる。）を優先株式1株当たり残余財産として優先株主または優先登録質権者に分配する。

- (ニ) 以下に掲げる事由が発生した場合、それぞれ下記の定めに従い、優先分配額を調整する。

- ① 2020年2月11日効力発生の株式の分割よりも後に優先株式を分割または併合する場合、以下のとおり、優先分配額を調整する。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割または株式併合後の発行済株式総数を株式分割または株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味し、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{当該調整前の分配額}$$

- ② 割当てを受ける権利を優先株主に与えて、優先株式を発行または処分（株式無償割当てを含む。）する場合、以下のとおり、優先分配額を調整する。なお、下記算式の「既発行優先株式数」からは、当該発行または処分の時点における当会社が保有する自己株式（優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は、下記算式の「新発行優先株式数」は「処分する自己株式（優先株式）の数」と読み替える。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行優先株式数} \times \frac{\text{当該調整前分配額}}{\text{新発行優先株式数}} + \text{新発行優先株式数} \times \frac{1}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行優先株式数} + \text{新発行優先株式数}}$$

- ③ 上記①及び②により算定した調整後分配額は、1円未満の端数を切り捨てる。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権

- (イ) 優先株主は、優先株主となった時点以降いつでも、保有する優先株式の全部または一部につき、当会社が優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は、以下のとおりとする。

① 優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

- 優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「取得比率」という。）は、次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により、各優先株主に交付する普通株式の数に1株未満の端数が発生した場合は、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

優先株式の基準価額

$$\text{取得比率} = \frac{\text{取得価額}}{\text{取得価額}}$$

(ロ) 上記(イ)の各優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、A種優先株式については15,000円、AA種優先株式については20,000円、B種優先株式については35,000円、C種優先株式については65,000円とする。

(ハ) 取得価額の調整

以下の定めにより、上記(ロ)に定める優先株式の基準価額及び取得価額を調整する。

① 株式等の発行または処分に伴う調整

優先株式発行後、下記(a)または(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合、上記(ロ)の取得価額（以下「取得価額」という。）を下記に定める調整式に基づき調整する。調整後取得価額の適用時期は、それぞれ下記(a)及び(b)の定めによる。算定した調整後取得価額は、1円未満の端数を切り捨てる。

(a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（株式無償割当てを含む。）。ただし、優先株式の取得請求権の行使または潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求または一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後取得価額は、募集または割当てのための基準日があるときは、その日の翌日、それ以外のときは、株式の発行または処分の効力発生日（会社法第209条第2号を適用する場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に、これを適用する。

(b) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行または処分する場合（無償割当てを含む。）。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額（法令上確定しない場合は、当会社が合理的に定める金額とする。）を意味し、以下同様とする。調整後取得価額は、募集または割当てのための基準日があるときは、その日、それ以外のときは、潜在株式等の発行または処分の効力発生日（会社法第209条第2号を適用する場合は、同号に定める期間の末日）にすべての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降に、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \frac{1}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済の種類株式のすべてにつき取得原因が当該日において発生したとみなした場合に発行する普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味する（ただし、当該調整の事由により、上記(i)もしくは(ii)の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式または潜在株式等を処分する場合、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は、「処分する」と読み替える。

当会社が潜在株式等を発行または処分する場合、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行または処分する潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記(b)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味する。

上記(a)または(b)に定める普通株式または潜在株式等の発行または処分を無償割当てにより行う場合、前述に定める優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整する。

上記の定めにかかわらず、本①に基づく調整は、優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有する優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、当会社が2018年6月29日までに発行または処分した新株予約権総数590個（その目的たる普通株式の総数5,900株）にかかるもの及び2020年4月14日付で株主総会（必要な種類株主総会を含む。）による発行またはその取締役会への委任の承認決議を経た新株予約権9,450個（その目的たる普通株式の総数9,450株）の発行または処分にかかるもの及び2021年4月14日付で株主総会（必要な種類株主総会を含む。）による発行またはその取締役会への委任の承認決議を経る新株予約権1,000個（その目的たる普通株式の総数1,000株）の発行または処分にかかるものについては、行わない。

② 株式の分割または併合による調整

優先株式発行後、2020年2月11日効力発生の株式の分割よりも後に、株式を分割または併合する場合、取得価額を以下の調整式に基づき調整する。

株式分割の場合は、割当基準日の翌日、株式併合の場合は、株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ調整後取得価額を適用する。算定した調整後取得価額は、1円未満の端数を切り捨てる。また、この場合、優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{———}}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合、当会社は、取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において、取得価額または優先株式の基準価額を調整する。

- (a) 時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転または株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- (b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額を修正する場合。
- (d) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更または変更の可能性が生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会の決議により合理的に判断される場合。

(4) 普通株式と引換えにする取得

当会社は、優先株式の発行以降、当会社の株式上場申請を取締役会で決議し、及び株式上場に関する主幹事である金融商品取引業者から取得の必要性につき合理的な説明を受けた場合、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主が保有する優先株式の数に当該取締役会の定める日の時点における取得比率を乗じた数の当会社の普通株式を優先株主に交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、上記(3)普通株式と引換えにする取得請求権の定めを準用する。ただし、各優先株主に交付する普通株式の数に 1 株未満の端数が発生した場合は、会社法第234条に従う。

(5) 金銭と引換えにする取得請求権

- (イ) 優先株主は、当会社が事業譲渡または会社分割により、当会社の全部または実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日またはかかる移転のすべての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から15日を経過するまでの期間（以下、「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部または一部の取得と引換えに、本(5)の定めにより、金銭を交付することを当会社に請求することができる。かかる請求は、優先株主が対象とする優先株式を特定した書面を当会社に交付することにより行い、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- (ロ) 優先株主は、A種優先株式及びAA種優先株式を取得した後 6 年 6 ヶ月を経過した日以降、またはB種優先株式及びC種優先株式を取得した後10年を経過した日以降、保有する優先株式の全部または一部の取得と引換えに、本(5)の定めにより、金銭を交付することを当会社に請求することができる。かかる請求は、優先株主が対象とする優先株式を特定した書面を当会社に交付することにより行う。
- (ハ) 当会社は、本(5)による優先株式の取得と引換えに、A種優先株式については 1 株当たり金15,000円、AA種優先株式については 1 株当たり金20,000 円、B種優先株式については 1 株当たり金35,000円、C種優先株式については 1 株当たり金65,000円（以下「取得金額」という。）を優先株主に支払う。なお、取得金額は、優先分配額の調整にかかる上記(2)残余財産の分配(ニ)の規定を準用する。
- (二) 本(5)による取得の請求があった場合、当会社は、請求の対象となった優先株式を直ちに取得し、取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払う。

(6) 議決権

- (イ) A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）は、当会社の株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）ならびに A種優先株主、AA種優先株式の保有者（以下「AA種優先株主」という。）及びB種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）及びC種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）を構成員とする種類株主総会（以下「A種AA種B種C種種類株主総会」という。）において、A種優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。
- (ロ) AA種優先株主は、当会社の株主総会、AA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「AA種種類株主総会」という。）及びA種AA種B種C種種類株主総会において、AA種優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。
- (ハ) B種優先株主は、当会社の株主総会、B種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）及びA種AA種B種C種種類株主総会において、B種優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。
- (二) C種優先株主は、当会社の株主総会、C種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「C種種類株主総会」という。）及びA種AA種B種C種種類株主総会において、C種優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。
- (ホ) 普通株主は、当会社の株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会（以下「普通種類株主総会」という。）において、普通株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

- (イ) 下記の各事項のうち、会社法または当会社の定款において、株主総会決議事項とされていない事項は、株主総会決議事項（④、⑧及び⑩ならびに⑨）のうち株式分割については、「取締役会決議事項」と読み替える。）とする。当会社が下記の各事項を行う場合、取締役会または株主総会の決議に加えて、事前にA種AA種B種C種種類株主総会の決議を得る。
 - ① 定款の変更
 - ② 株式、新株予約権、新株予約権付社債、社債の発行または処分（株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行または処分については、株主総会決議事項に限る。）。ただし、(i)上記(3)(ハ)取得価額等の調整①(a)に定める潜在株式等の取得原因の発生による場合、(ii)2020年4月14日付で株主総会（必要な種類株主総会を含む。）による発行またはその取締役会への委任の承認決議を経た新株予約権総数 9,450 個（その目的たる株式の総数 9,450 株）の発行または処分、及び(iii)2021年4月14日付で株主総会（必

要な種類株主総会を含む。)による発行またはその取締役会への委任の承認決議を経る新株予約権1,000個(その目的たる普通株式の総数1,000株)の発行または処分を除く。

- ③ 剰余金の配当
 - ④ 代表取締役の選定及び解職
 - ⑤ 合併、事業譲渡、会社分割、株式交換または株式移転
 - ⑥ 増資または減資
 - ⑦ 解散決議または清算手続の開始
 - ⑧ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立てまたはこれらに準ずる手続の申立て
 - ⑨ 自己株式の取得、株式分割、株式併合または単元株の設定
 - ⑩ 上記③(ハ)取得価額等の調整①(b)に定める潜在株式等取得価額の決定
- (ロ) 当会社が上記③(ハ)取得価額等の調整③に基づきA種優先株式の取得価額または基準価額の調整を行う場合、取締役会または株主総会の決議に加えて、事前にA種種類株主総会の決議を得る。
- (ハ) 当会社が上記③(ハ)取得価額等の調整③に基づきAA種優先株式の取得価額または基準価額の調整を行う場合、取締役会または株主総会の決議に加えて、事前にAA種種類株主総会の決議を得る。
- (ニ) 発行会社が上記③(ハ)取得価額等の調整③に基づきB種優先株式の取得価額または基準価額の調整を行う場合、取締役会または株主総会の決議に加えて、事前にB種種類株主総会の決議を得る。
- (ホ) 当会社が第4条(取得価額等の調整)③に基づきC種優先株式の取得価額または基準価額の調整を行う場合、取締役会または株主総会の決議に加えて、事前にC種種類株主総会の決議を得る。
- (ヘ) 前各項の事項に関するA種種類株主総会、AA種種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会及びA種AA種B種C種種類株主総会の決議は、法令または当会社の定款に別段の定めがある場合を除き、各種類株主総会において議決権を行使することができる優先株主の議決権の過半数を有する優先株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月30日	-	普通株式 60,600 A種優先株式 17,980 AA種優先株式 2,500 B種優先株式 2,500 C種優先株式 9,580	-	100,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,300	—	自己株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,300 A種優先株式 17,980 AA種優先株式 2,500 B種優先株式 2,500 C種優先株式 9,580	普通株式 44,300 A種優先株式 17,980 AA種優先株式 2,500 B種優先株式 2,500 C種優先株式 9,580	内容については「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	93,160	—	—
総株主の議決権	—	76,860	—

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社unerry	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号	16,300	—	16,300	17.5
計	—	16,300	—	16,300	17.5

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		791, 324
受取手形、売掛金及び契約資産		116, 343
棚卸資産		5, 470
未収還付法人税等		1, 475
その他		18, 928
流動資産合計		933, 541
固定資産		
無形固定資産		85
投資その他の資産		33, 910
固定資産合計		33, 995
資産合計		967, 537
負債の部		
流動負債		
買掛金		104, 094
1年内返済予定の長期借入金		20, 004
その他		76, 019
流動負債合計		200, 117
固定負債		
長期借入金		119, 996
繰延税金負債		519
固定負債合計		120, 515
負債合計		320, 632
純資産の部		
株主資本		
資本金		100, 000
資本剰余金		590, 682
利益剰余金		△12, 220
自己株式		△35, 045
株主資本合計		643, 417
新株予約権		3, 487
純資産合計		646, 904
負債純資産合計		967, 537

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	
売上高	252,641
売上原価	156,459
売上総利益	96,181
販売費及び一般管理費	108,266
営業損失(△)	△12,084
営業外収益	
受取利息	3
その他	0
営業外収益合計	3
営業外費用	
支払利息	52
為替差損	12
営業外費用合計	65
経常損失(△)	△12,147
税引前四半期純損失(△)	△12,147
法人税、住民税及び事業税	72
法人税等合計	72
四半期純損失(△)	△12,220

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準等」という。）を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、分析・可視化サービス及び行動変容サービスの一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当第1四半期累計期間の売上高及び売上原価は25,348千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び四半期純損失には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」と「前受収益」は、当第1四半期会計期間より「契約負債」として表示することといたしましたが、金額的重要性が乏しいため「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症拡大の会計上の見積りに与える影響)

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の（追加情報）に記載した前事業年度の新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年9月29日開催の定時株主総会の決議により、同日付で会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を行っております。この結果、当第1四半期累計期間において、その他資本剰余金が292,244千円減少し、繰越利益剰余金が292,244千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はBeacon Bank事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

Beacon Bank事業	
分析・可視化サービス	83,272
行動変容サービス	67,943
One to Oneサービス	101,425
顧客との契約から生じる収益	252,641
その他の収益	—
外部顧客への売上高	252,641

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△3円97銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△12,220
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△12,220
期中平均株式数(株)	3,074,400
(うち普通株式の期中平均株式数(株))	1,772,000
(うちA種優先株式の期中平均株式数(株))	719,200
(うちAA種優先株式の期中平均株式数(株))	100,000
(うちB種優先株式の期中平均株式数(株))	100,000
(うちC種優先株式の期中平均株式数(株))	383,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. A種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

3. 当社は、2022年5月22日付けで普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期

首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2022年3月1日付でA種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、2022年3月1日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種優先株式	17,980株
AA種優先株式	2,500株
B種優先株式	2,500株
C種優先株式	9,580株

2. 交換により交付した普通株式数 32,560株

3. 交換後の発行済普通株式数 93,160株

(新株予約権の行使による自己株式の処分)

当社が2018年6月28日に発行した第1回新株予約権の一部について、2022年4月4日に以下の通り権利行使され、自己株式の処分が行われております。

1. 行使新株予約権の数 500個

2. 処分した自己株式数 5,000株

3. 行使価額の総額 18,190千円

(自己株式の消却)

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し、以下の通り自己株式を消却しました。

(1) 消却の理由 : 株主還元の拡充および将来の希薄化懸念の払拭

(2) 消却する株式の種類 : 当社普通株式

(3) 消却する株式の数 : 5,000株 (消却前の発行済株式に対する割合5.37%)

(4) 消却日 : 2022年5月19日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2022年5月16日開催の臨時株主総会に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用いたしました。

(1) 株式分割、単元株制度の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とし株式分割をするとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2022年5月21日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき40株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 88,160株

今回の株式分割により増加する株式数	3,438,240株
株式分割後の発行済株式総数	3,526,400株
株式分割後の発行可能株式総数	14,000,000株

③株式分割の効力発生日

2022年5月22日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

(3)単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年6月20日

株式会社 unerry

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

野口 正邦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社unerryの2021年7月1日から2022年6月30日までの第7期事業年度の第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社unerryの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上